

はじめに

- 東京都は、平成 12 年に全国に先駆けて「東京都男女平等参画基本条例」を制定しました。同条例に基づき、平成 14 年 1 月には最初の行動計画を策定し、その後 2 度の改定を経て、平成 24 年 3 月には、平成 24 年度から平成 28 年度までを計画期間とする「男女平等参画のための東京都行動計画 チャンス&サポート東京プラン 2012」を策定しました。
- 都は、この行動計画において、働く場における男女平等参画の促進、仕事と家庭・地域生活の調和がとれた生活の実現、特別な配慮を必要とする男女への支援、配偶者からの暴力の防止を重点課題として、都の施策を推進し、都民・事業者についても、「東京都男女平等参画を進める会」を通じて、男女平等参画社会の実現に向け、行政と連携した自主的な取組を促してきました。
- また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づき、「東京都配偶者暴力対策基本計画」を策定し、総合的な配偶者暴力対策を計画的に推進してきました。
- 両計画は、平成 28 年度末で計画期間が終了することから、国の第 4 次男女共同参画基本計画を勘案し、男女間の実質的な機会の均等を目指す上での現状を踏まえつつ改定を行う必要があります。
- また、平成 28 年 4 月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が全面施行されたことに伴い、社会全体で女性の活躍の動きを加速化し、男女の実質的な機会の均等を更に力強く推進するため、同法に基づく「東京都女性活躍推進計画」を新たに策定する必要があります。
- 本審議会は、平成 28 年 6 月に知事から、「男女平等参画のための東京都行動計画」及び「東京都配偶者暴力対策基本計画」の改定に当たっての基本的考え方、また、「東京都女性活躍推進計画」の策定に当たっての基本的考え方について諮問を受け、審議を行ってきました。
- 審議に当たっては、働く場における女性に対する積極的改善措置の促進や、地域社会とのかかわりを通じた、働く場にとどまらない活躍機会の拡大、男女間のあらゆる暴力の根絶に向けた多様な主体による取組の推進などを中心に、7 か月にわたって議論を重ねてきました。10 月には「中間のまとめ」を公表し、都民意見の募集を行ったところ、都民の皆様から多くの御意見を寄せていただきました。本審議会では、寄せられた皆様の御意見を参考に、さらに議論を深め、東京都女性活躍推進計画の策定に当たっての基本的考え方をここに答申するものです。
- 本答申では、社会経済環境の変化や急速に進む少子・高齢化の一方、女性の活躍が未だ十分とは言えない状況の中で、都が目指すべき男女平等参画社会の実現に向けた基本的考え方と女性活躍推進計画に盛り込むべき事項を分野別に示しています。
- 本審議会は、都がこの答申をもとに、都民・事業者の皆様の協力を得ながら、実効性のある女性活躍推進計画を策定し、これからの時代にふさわしい男女平等参画社会の実現に向けて、着実な施策展開を図っていくことを求めるものです。

東京都男女平等参画審議会会長
佐々木常夫